

平成30年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果について(廃棄物焼却炉以外の施設)

鹿児島県環境林務部環境保全課

1 設置者による測定と測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する施設(特定施設)の設置者は、毎年1回以上の設置者による測定を行い、その結果を知事に報告し、知事は測定結果を公表することになっている。

今回、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに測定し、知事に報告のあったものについて公表する。

2 測定結果

(1) 測定結果の概要

設置者による測定を実施した1施設の測定結果は、排出基準に適合していた。

※ 特定施設：クラフトパルプの漂白施設(1施設)

(2) 測定結果

〈クラフトパルプの漂白施設〉

| 設置 市町村 | 工場・事業場の名称 | 排出水調査日 | 排出水中の ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L) | 排出基準 (pg-TEQ/L) | 適合 状況 |
|-----------|----------------------|----------|----------------------------------|--------------------|----------|
| 薩摩 川内市 | 中越パルプ工業 株式会社 川内工場 | H30.11.9 | 0.000024 | 10以下 | 適合 |

3 今後の対応

引き続き、設置者による測定の実施及び排出基準の遵守について、指導していくこととしている。